

第 1 解説編

1 特定支出控除が受けられる場合

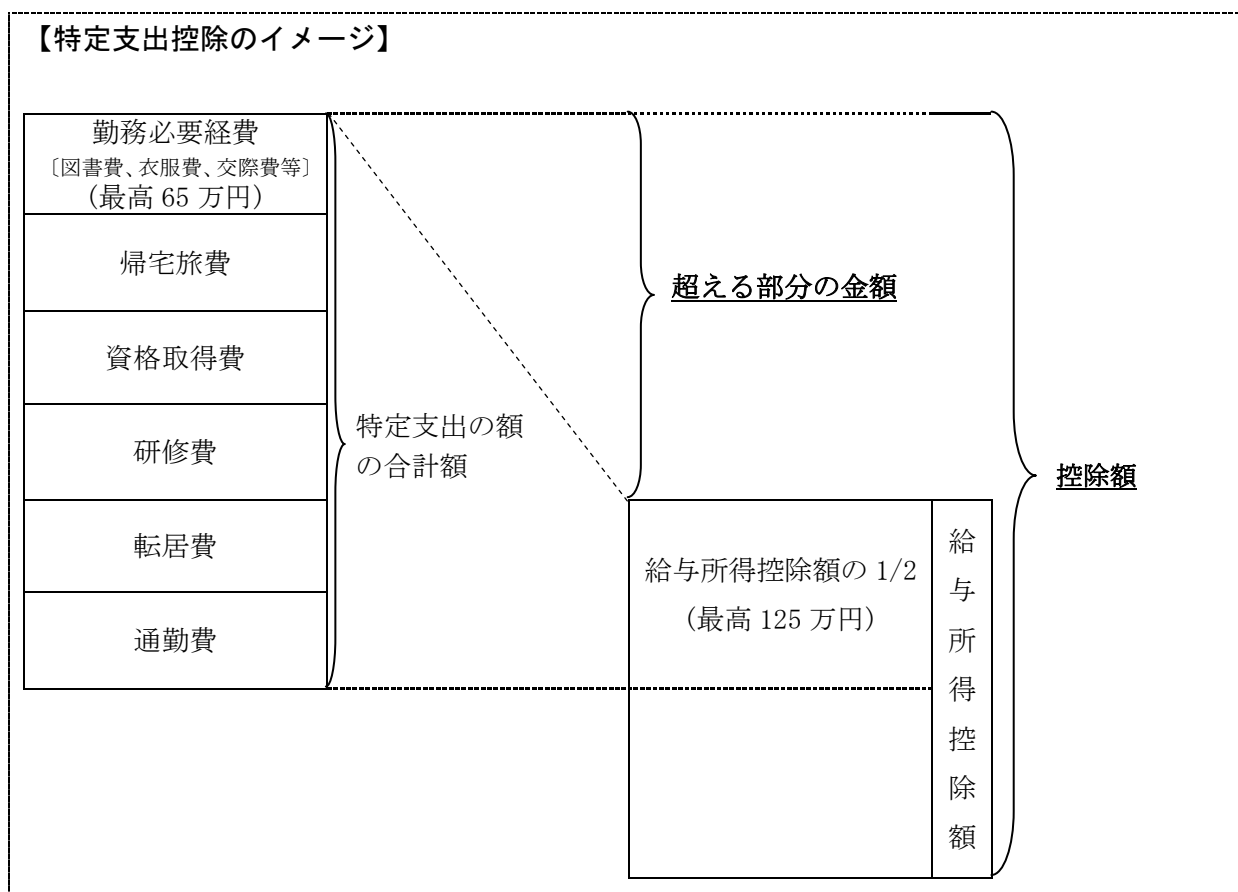
給与所得者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、次に掲げる給与等の収入金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超えるときには、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができます(所法 57 の 2①)。

給与等の収入金額	特定支出控除の適用判定の基準
1,500 万円以下の場合	その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
1,500 万円を超える場合	125 万円

【算式】

$$\text{給与等の収入金額} - \left\{ \text{給与所得控除額} + \left(\begin{array}{l} \text{その年中の特定支出} \\ \text{の額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{給与所得控除額の 1/2} \\ \text{(最高 125 万円)} \end{array} \right) \right\} = \text{給与所得の金額}$$

【特定支出控除のイメージ】



(注) 一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した特定支出のうちその年の 12 月 31 日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものの額は、その年中の特定支出の額の合計額に算入することはできません。

2 特定支出の種類と内容

特定支出控除の対象となる「特定支出」とは、給与所得者の次に掲げる支出をいいます(所法 57 の 2②、所令 167 の 3、所規 36 の 5)。

ただし、その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における、その補填される部分は特定支出には含まれません(所法 57 の 2②)。

(注) 給与等の支払者により補填される部分について、特定支出をした年分の確定申告書を提出する時まで金額が確定していない場合には、その補填される部分の金額の見込額に基づいてその年中の特定支出の額を計算します。この場合において、後日、その補填される部分の金額の確定額とその見込額とが異なることとなったときは、遡及してその特定支出の額を訂正(修正申告又は更正の請求)することになります。

(1) 通勤費

通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出(航空機の利用に係るものを除きます。)で、その通勤の経路及び方法がその方の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき給与等の支払者によって証明がされたもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する支出(以下「通勤費」といいます。)(所法 57 の 2②一、所令 167 の 3①、所規 36 の 5①一、②)

① 交通機関を利用する場合

その年中の運賃及び料金の額の合計額

ただし、この合計額が1月当たりの定期乗車券又は定期乗船券の価額の合計額を超えるときは、その定期乗車券等の価額の合計額

(注) 特別車両料金、特別船室料金その他鉄道等の客室の特別の設備の利用についての料金(寝台料金で6,300円以下のものを除きます。以下「特別車両料金等」といいます。)は、特定支出控除の対象となりません。

② 自動車その他の交通用具を使用する場合

給与等の支払者により証明された経路及び方法により交通用具を使用するために支出する燃料費及び有料道路の料金の額並びにその交通用具の修理のための支出(資本的支出に相当する部分及びその方の故意又は重大な過失により生じた事故に係るものを除きます。)でその方の通勤に係る部分の額のその年中の合計額(自動車の減価償却費や自動車税は含まれません。)

③ 交通機関を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用する場合

①により計算した金額及び②により計算した金額の合計額

《留意点》

○ 特別急行料金は、「特別車両料金等」に当たらないため、特定支出控除の対象となります。

(注) 次の(2)の「転居費」及び(5)の「帰宅旅費」についても同じです。

○ 年をまたがる期間の定期乗車券又は定期乗船券を購入した場合には、その購入価額のうちそれぞれの年の有効期間に対応する部分の金額をそれぞれの年の特定支出の金額として計算します。

○ 回数乗車券の購入価額については、購入時にその全額を特定支出の金額とするのではなく、

実際に回数乗車券を使用した時に、その購入価額のうちその使用した回数乗車券に対応する部分に相当する金額をその時の特定支出の金額として計算します。

(注) 次の(2)の「転居費」及び(5)の「帰宅旅費」についても同じです。

(2) 転居費

転任に伴うものであることについて給与等の支払者により証明がされた転居のための支出のうち、転任の事実が生じた日以後1年以内にする転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る支出で次に掲げる金額に相当するもの(以下「転居費」といいます。)(所法57の2②二、所令167の3②、所規36の5①二、③)

- ① 転居のための旅行に通常必要であると認められる運賃及び料金(特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用についての料金を除きます。)の額
- ② 転居のために自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料の道路の料金の額
- ③ 転居に伴う宿泊費の額(通常必要であると認められる額を著しく超える部分を除きます。)
- ④ 転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用(これに付随するものを含みます。)の額

《留意点》

- 運賃及び料金のうち、特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用料金は、特定支出控除の対象となりません。

このため、例えば、航空機のいわゆるファーストクラス等の料金は、客室の特別の設備の利用についての料金に該当するため、特定支出控除の対象とはなりません。

(注) (5)の「帰宅旅費」についても同じです。

- 梱包材料の購入費用や運送中の家具の損傷を保険の目的とする損害保険契約の保険料などの運送に付随する費用は、特定支出控除の対象となりますが、壁の塗り替えや畳替えのための費用は、生活の用に供する資産の運送に付随するものではありませんので、特定支出控除の対象とはなりません。

(3) 研修費

職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修(人の資格を取得するためのものを除きます。)であることについて給与等の支払者によって証明がされたものための支出(以下「研修費」といいます。)(所法57の2②三、所規36の5①三)

《留意点》

- 「受講する研修」とは、第三者が自己の有する技術又は知識を不特定多数の方に習得させることを目的として開設されている講座等において、その第三者から訓練又は講習を受けることにより、その技術又は知識を習得する、いわば受動的立場での研修をいいます。
- 特定支出控除の対象となる研修を受講するための交通費も特定支出控除の対象となりますが、その交通費が研修を受けるために必要な支出であるかどうかは、その研修の内容、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判断することになります。

(注) 次の(4)の「資格取得費」についても同じです。

(4) 資格取得費

人の資格を取得するための支出で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者によって証明がされたもの(以下「資格取得費」といいます。)(所法 57 の 2②四、所規 36 の 5①四)

《留意点》

○ 年をまたがる授業料等の支出をした場合には、入学金など入学に際して一括で支払うこととされているものを除き、その支出した金額のうちそれぞれの年に対応する部分の金額をそれぞれの年の特定支出の金額として計算します。

(注) 授業料等が未払の場合は、その年中に支出をしていませんので、特定支出には該当しません。

○ 結果として、資格の取得が出来なかった場合であっても、資格を取得するための支出については、特定支出となります。

○ 平成 24 年分以前の年分においては、法令の規定に基づきその資格を有する方に限り特定の業務を営むことができることとされている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、医師、歯科医師などの資格を取得するための支出は特定支出の範囲から除かれています。

(5) 帰宅旅費

転任に伴い次に掲げる場合に該当することとなったことにつき給与等の支払者によって証明がされた場合におけるその方の勤務する場所又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間のその方の旅行で、運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する運賃及び料金(特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用料金並びに 1 月に 4 往復を超えて旅行をした場合のその超えてした旅行に要する運賃及び料金を除きます。以下「帰宅旅費」といいます。)(所法 57 の 2②五、所令 167 の 3③④、所規 36 の 5①五、④⑤)

① 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合

② 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない方や配偶者の生死が明らかでない方が、次に掲げる方との別居を常況とすることとなった場合

イ 生計を一にする所得金額の合計額が 38 万円以下の子

ロ 生計を一にする特別障害者である子

《留意点》

○ 帰宅旅費は、1 月 4 往復以内の旅行に要するものに限ることとされていますが、この場合の 1 月は暦に従って計算します。また、4 往復の旅行とは、片道に換算すると 8 回の旅行となるため、月をまたがって帰宅する場合(月末に帰宅して、翌月初めに勤務地に戻る場合)には、それぞれの月に片道 1 回として計算することとなります。

(注) 月をまたがって帰宅する場合において往復割引乗車券を購入したときには、それぞれの月にその購入価額の 2 分の 1 に相当する金額の特定支出があったものとして計算します。

○ 帰宅旅費は、その方の勤務する場所又は居所と生計を一にする配偶者等が居住する場所との間の旅行に要する支出であることが必要とされています。したがって、例えば、大阪から東京に単身赴任している方が、3 か月の間、仙台の工事現場に勤務することとなったような場合は、

仙台の工事現場がその方の勤務する場所となりますので、仙台・大阪間の旅費が特定支出控除の対象となります。

(6) 勤務必要経費

次に掲げる支出(その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。)で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたもの(以下「**勤務必要経費**」といいます。)(所法57の2②六、所令167の3⑤⑥、所規36の5①六～八)

① 次に掲げる図書で職務に関連するものを購入するための支出(以下「**図書費**」といいます。)

イ 書籍

ロ 新聞、雑誌その他の定期刊行物

ハ イ及びロに掲げるもののほか、不特定多数の方に販売することを目的として発行される図書

《留意点》

○ 「書籍」とは、専門分野において知識を維持発展させるために必要な専門書などをいいます。

○ 「新聞、雑誌その他の定期刊行物」とは、金融や産業などの特定分野を重点に扱う専門紙(業界紙)などをいいます。

一般日刊紙を購入するための支出については、記事の内容等からその方の職務に関連するものであり、かつ、その方の職務の遂行に直接必要なものは特定支出となります。

○ ハに該当する図書とは、商業、工業、建築などの企業においてデザイン部門を担当する方がその職務の参考とするための写真集や、営業部門を担当する方が営業に使用するための地図などをいいます。

(注) 電子版の図書についてもその購入するための支出については特定支出となりますが、その記事等を閲覧するためのパソコンなどの機器を購入するための支出については、特定支出とはなりません。

② 次に掲げる衣服で勤務場所において着用することが必要とされるものを購入するための支出(以下「**衣服費**」といいます。)

イ 制服

ロ 事務服

ハ 作業服

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、給与等の支払者により勤務場所において着用することが必要とされる衣服

《留意点》

○ 「勤務場所において着用することが必要とされる衣服」とは、勤務場所において着用するように定められている衣服をいいます。

なお、「定め」とは、社内規定等の明文の定めがない場合であっても、勤務場所においては背広などの特定の衣服を着用することが必要であることについて就職時における研修などで説明を受けているときや、勤務場所における背広などの特定の衣服の着用が慣行であるときなどは、その背広など特定の衣服を購入するための支出は、その支出がその方の職務の遂行

に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたものは、特定支出となります。

いわゆる私服の着用が慣行であるときの、その私服を購入するための支出は特定支出とはなりません。

- ③ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のための支出（以下「交際費等」といいます。）

《留意点》

○ 特定支出となる交際費等とは、次に掲げるような性格を有する支出をいいます。

イ 「接待等の相手方」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者であること

ロ 「支出の目的」が給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者との間の親睦等を密にして取引関係の円滑化を図るものであること

ハ 「支出の基因となる行為の形態」が、接待、供応、贈答その他これらに類するものであること

(注) 職場における同僚との親睦会や同僚の慶弔ための支出、労働組合の組合費等の支出は、特定支出となりません。

3 特定支出控除を受けるための手続

特定支出控除は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「申告書等」といいます。）にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額の記載をするとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書の添付がある場合に限り適用することができます(所法 57 の 2③)。

また、この特定支出控除の特例の適用を受ける旨を記載した申告書等を提出する場合には、特定支出に係るその支出の事実及びその額を証する書類を申告書等に添付するか又はその提出の際に提示しなければならないこととされています(所法 57 の 2④)。

(参考) 平成 24 年度の税制改正による改正事項

特定支出に関する明細書の記載事項、給与等の支払者による証明及び特定支出の支出等を証する書類について、次の見直しが行われています(所令 167 の 4、167 の 5、所規 36 の 5①六～八)。

① 特定支出に関する明細書の記載事項

特定支出控除の特例の適用を受ける方は、特定支出に関する明細書に、特定支出について、それぞれ次に掲げる事項を記載しなければならないこととされました(所令 167 の 4)。

イ 図書費については、これらの図書の内容

ロ 衣服費については、これらの衣服の種類

ハ 交際費等については、接待等の相手方の氏名又は名称及びその相手方との関係

② 給与等の支払者による証明

給与等の支払者は、特定支出控除の特例の適用を受けようとする方の書面による申出に基づき、特定支出について、それぞれ次に掲げる事項を書面により証明することとされました(所規 36 の 5①六～八)。

イ 図書費

- ・ その方の氏名及び住所

- ・ その図書の購入がその方の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

- ・ その図書の名称及び内容

ロ 衣服費

- ・ その方の氏名及び住所

- ・ その衣服の購入がその方の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

- ・ その衣服の種類

ハ 交際費等

- ・ その方の氏名及び住所

- ・ その接待等のための支出がその方の職務の遂行に直接必要なものである旨及びその職務の内容

- ・ その接待等の内容並びにその接待等の相手方の氏名又は名称及びその相手方との関係

③ 特定支出の支出等を証する書類

特定支出控除の特例の適用を受ける旨を記載した申告書等を提出する場合には、特定支出に係るその支出の事実及びその額を証する書類を申告書等に添付するか又はその提出の際に提示しなければならないこととされています（所法 57 の 2④、所令 167 の 5）。平成 24 年度の税制改正を踏まえた証明書の様式については、別途、定めるものを使用することとなります。

《留意点》

- 特定支出控除を受けるためには、特定支出の全てについて領収書等を確定申告書に添付するか又は確定申告の際に提示することが必要とされていますが、電車や船などの運賃で、1 回の乗車・乗船の金額が 1,000 円以下のものについては領収書等の添付又は提示がなくても差し支えありません（ただし、その運賃の支払年月日、支払先及び支払金額並びに経路及び方法等について記録しておくことが必要です。）。
- 領収書等には、領収書のほか、銀行振込の際に受ける払込受取書など、その支出の事実及び支出した金額を証する書類も含まれます。通勤定期乗車券のコピーやいわゆる定期乗車券購入証明書についても、その支出の事実及び支出した金額を明らかにすることができるものであれば、それを領収書の代わりに添付又は提示することとしても差し支えありません。
- 「帰宅旅費」については、領収書等に加えて「乗車・乗船に関する証明書」の添付が必要とされています。

なお、鉄道・船舶・自動車を利用する場合、「乗車・乗船に関する証明書」は、一の交通機関の利用に係る運賃及び料金の額が 1 万 5 千円以上のものに限り必要とされています。

(注) 1 JR 各社の場合は合わせて一の交通機関として判定しますが、それ以外の旅客運送事業者についてはそれぞれの旅客運送事業者を一の交通機関として判定します。

2 1 万 5 千円以上であるかどうかは、一般的には、実際に支払った片道の運賃及び料金により判定することとなります。回数乗車券や往復割引乗車券のような場合には、支払った金額を利用可能回数で除した金額により判定します。

3 JR 社の鉄道から JR 社以外の旅客運送事業者の鉄道へ乗り継ぎをする場合（乗り継ぎの際に JR 社の鉄道の乗車券が回収される場合を除きます。）において、JR 社に係る運賃及び料金の合計額が 1 万 5 千円以上であるときは、「乗車・乗船に関する証明書」は JR 社において交付を受けることとなりますが、その乗り継ぎをする JR 社以外の旅客運送事業者において交付を受けることとしても差し支えありません。